

## 【団員の掟】

### ～ 特定非営利活動法人 蔵人応援団 会員規約～

当規定は、特定非営利活動法人蔵人応援団の定款を補完する目的で、会員および理事会の活動に関する指針を定めるものです。

#### 第1章 蔵人応援団の定義と理念

##### 【第1条】(当会の名称と活動目的)

- (1) 当会は蔵人応援団（以下「当会」といいます）を名称とします。
- (2) 当会は、日本酒に携わる人たちへの応援を通じて、その伝統を存続、発展させ、その市場と文化の再興に貢献します。そのために、会員一人ひとりが日本酒についての理解を深め、その魅力を周りに伝え、日本酒を愛する仲間の輪を広げていくことに務めます。

#### 第2章 蔵人応援団の会員とその資格

##### 【第2条】(当会の会員区分)

- (1) 正会員とは、入会手続きを行い所定の入会金・会費等を納入した一般個人であり、当会の活動に参加する権利を有します。また、年次総会に出席し議案への票決に参加できます。
- (2) 賛助会員とは、団体の活動を支援する目的で所定の入会金・会費等を納入した法人であり、供出した支援金に応じて設定された口数と同数の成員を当会の活動に参加させる権利を有します。年次総会での票決には参加できません。
- (3) 入会手続きは当会の公式 Web サイトに掲示する所定の書式に必要事項を記入し、入会金および年会費を所定金融機関の口座に納入することによって完結します。

##### 【第3条】(入会金・年会費及び会員資格期間、会費の納入時期と期限)

- (1) 正会員の入会金は2,000円、年会費は5,000円とし、賛助会員の入会金は20,000円、年会費は一口当たり50,000円とします。
- (2) 会員資格期間は1年間とします。ただし、入会初年度の会員資格期限は、入会手続きを行った日が10月から3月までの会員については翌年9月末まで、3月から9月までの会員については翌年3月末までとします。
- (3) 更新手続きは、会員資格期間満了日の1ヶ月前から1ヶ月後までの期間に、翌1年間の年会費を所定金融機関の口座に納入することによって完結します。
- (4) 会員資格期間満了後、更新手続きをせずに1年経過した会員は、特別な事情のない限り会員資格を失うものとします。
- (5) 入金した入会金、年会費等は、いかなる理由があっても返還されません。

#### 第3章 蔵人応援団の活動

##### 【第4条】(活動の内容と方法)

- (1) 当会は、日本酒に関する学習や酒蔵訪問等の機会提供を中心に、定款第4条および第5条に定める範囲で様々な活動と事業を行います。
- (2) 原則として毎偶数月の第一木曜日の夜に定例会を行い、日本酒および関連情報・技術等の学習の機会とします。
- (3) 毎奇数月の週末のほか任意の日時に酒蔵訪問・見学等の特別な催事を行い、日本酒文化に触れる機会とします。
- (4) 定例会の参加費は原則として会員については指定された方法による事前支払の場合は6,000円、当日現金払いの場合は6,500円とし、一般参加者（非会員）については事前支払の場合は7,000円、当日現金払いの場合は7,500円とします。
- (5) 特別な催事については随時、企画の内容と参加対象者を勘案し検討し決定するものとします。

(6) 催事や会議をオンライン開催（もしくは併催）する場合は原則として Zoom のシステムを使用します。

(7) 催事や会議を運営するスタッフが経費を立て替えた場合は支出金額が表示された証憑書類（領収書、レシート等）と引き換えに補填します。ただし、公共交通機関の利用については乗車区間と金額を記載したメモと引き換えに精算します。

#### 【第5条】（情報の公開・伝達・共有）

(1) 当会の情報は公式サイト (<https://www.kurabitosupporters.com/>) での告知を基本として、Facebook 等の SNS をはじめとする多様な手段を活用し、可能な限り伝達範囲を広げることに努めます。

(2) 当会は、会員に対しては、Facebook の会員限定コミュニティ（FB グループ）での告知のほか、随時、当会代表アカウント ([info@kurabitosupporters.com](mailto:info@kurabitosupporters.com)) からのメールおよび公式サイトからのメルマガ他当会が適当と判断する方法により、必要な情報を通知します。

(3) 当会は、会員用の Google 共有アカウントを設定・管理し、ドライブ（フォルダ）、アルバム、ほか共有プラットフォーム上のツールを活用できる環境を提供します。

(4) パソコン、スマートフォン等の設備を持たないこと、または、インターネットの利用環境がないなどのご都合でインターネットを利用できないことなどにより、当会が提供する情報を受け取れないことなどに対しては、当会は何ら責任を負いません。

#### 第4章 蔵人応援団の運営

##### 【第6条】（理事会の権能、理事の権利と義務、監事による監査）

(1) 当会は定款 12 条から 14 条および 21 条の規定により、理事会を設置し当会の業務を行います。また、業務の効率的な推進のため事務局を設置することがあります。いずれも監事による監査を受け当会の健全な運営を担保します。

(2) 理事会を構成する各理事においては、当会の理念を尊重し、その実践としての催事の企画と運営を率先して行うように努めます。

(3) 各理事においては、当会の認知向上への寄与、新規会員の勧誘を積極的に行うように努めます。その目的で使用するため、当会は各理事の請求により団体名の名刺を支給します。

(4) 原則として毎月最終水曜日の夜に理事会を開催し、活動計画策定、課題解決案策定、内部規定策定・改廃等のための審議ならびに情報の共有を行います。各理事においては、可能な限りこれに出席するよう努めます。

(5) 理事会の招集は Facebook の理事会用 FB グループへの投稿および Messenger にて行います。

(6) オンライン会議を開催（もしくは併催）する場合は原則として Zoom のシステムを使用します。

(7) 理事会用 Google 共有アカウントを設定し、情報およびデータの共有を常時可能とする環境を確保します。

##### 【第7条】（役員人事および事務局スタッフの採用）

(1) 新規理事の推薦は任意とします。理事会の決議により決定し、その後の最初の年次総会に報告します。

(2) 役付き役員（理事長、副理事長、事務局長）の選任は理事会での互選により選任します。

(3) 新規監事の推薦は任意とします。理事会の決議により総会への上程を決議し、総会決議により選任されます。

(4) 事務局等において有給スタッフを雇用する際は役付き役員による面接および雇用条件等の折衝の後、理事会決議により正式決定します。

(5) 事務局長および事務局のスタッフによる運営体制を設置または変更した際には、その後の最初の年次総会で、その運営体制について報告し、正式承認を得ることとします。

**【第8条】(会員に対する褒章)**

- (1) 当会においては、会員による積極的な企画の提案、運営への協力、新規団員の勧誘等、前向きな姿勢を奨励します。
- (2) 当会は、第1項で言及した会員による当会運営への積極的な参画の実績を理事会決議により表彰、または褒賞を付与することがあります。

**【第9条】(禁止事項)**

- (1) 当会の活動に対する意図的な妨害行為、競合行為ほか、団体活動に悪影響を及ぼす下記のような行為の一切を禁止します。
  - ・ 当会または会員の名誉を毀損し、または不利益を与える行為
  - ・ 公序良俗、法令に違反する行為、または、そのような行為の勧誘または助長
  - ・ 会員に対する営業行為および宗教団体の布教・勧誘行為、また政治団体の宣伝行為
  - ・ その他、当会が不適切であると判断し、禁止したことを行う行為
- (2) 会員が規約に違反した場合、当会は当該会員の活動を制限あるいは退会を勧告、もしくは除名処分を総会に上程することがあります。この場合、入金された年会費等は一切返還いたしません。

**第5章 その他の事項**

**【第10条】【第11条】(個人情報の保護)**

- (1) 当会は会員の個人情報を別途定める個人情報保護方針(「個人情報の取り扱いについて」)に従って取り扱い、厳重に管理します。
- (2) 当会は、会員が脱会・退去した場合、もしくは円滑な運営のために必要であると判断した場合、会員情報を消去することがあります。

**【第11条】(商標権)**

- (1) 蔵人応援団の商標は日本国内を適用範囲として下記の分野において特許庁に登録されています。
  - ・ 第35類(事業支援ほか)
  - ・ 第39類(観光旅行の企画ほか)
  - ・ 第41類(セミナーの企画・運営・開催ほか)
- (2) 団体の活動以外の場合で蔵人応援団の名称を表示して独自の活動を行う場合には、事前に書面による理事会の承認を得なければなりません。

**【第12条】(規約の効力及び変更)**

- (1) この規約は当会の公式サイトに掲示し告知します。
- (2) 当会は理事会の決議によりこの規約を変更することができ、変更された規約は適用日を明記し第1項と同じ方法で告知します。
- (3) 会員は変更された規約に同意しない場合は退会することができます。但し、入金した入会金および年会費は返還されません。
- (4) 規約により解決できない問題が生じたときは、理事会と会員との間で誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。なお、紛争を訴訟によって解決するときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**附 則**

- (実施期日)この規約は、2021年9月11日から施行します。